

各 位

藤田医科大学事務局 総務部学事課

Microsoft 365 Apps 利用に関する厳守事項

1. 利用サービスについて

本学は Microsoft 社と教育機関向け包括契約 (EES、以下「本契約」とします) を締結しています。これによって、本学の学生及び教職員のうち、FUJITA-NET の個人アカウント保有者は、在学中又は在職中に限り、Microsoft 社が提供するクラウドサービスから最新の Microsoft Office 製品 (以下「対象ソフトウェア」とします) を利用することができます。

本書では、対象ソフトウェアを利用するに当たり、厳守すべき事項等について記載します。各自確認のうえ、適切に利用してください。

2. 利用対象者の範囲

本契約に基づく利用対象者は、下表の太枠内で○の付いた者のうち FUJITA-NET の個人アカウント保有者とする。

		学生	教 職 員					その他 対象外
			専任教員	専任職員	パート 派遣職員 秘書	客員教員	研修医 研修歯科医	
所 属 区 分	デジタル戦略部 ブランド戦略部 SDGs 推進室	—	○	○	○	△(※1)	研究員等 短期留学生 科目等履修生 聴講生 ほか	
	大 学 (大学病院群除く)	○	○	○	○			
	法 人 本 部	—	○	○	○			
	大 学 病 院 群	—	△(※1) △(※2) △(※3)		△(※2)			○

(※1) 講義を行う者は対象とする。

(※2) 大学・本部への兼務の発令のある者は対象とする。

(※3) 医師・歯科医師は対象とする。

3. 厳守すべき事項

- 利用対象者以外の者は、業務 (研究、学生指導等を含む) を目的としても対象ソフトウェアを利用してはならない。
- 利用対象者は、本契約に基づき対象ソフトウェアを、学生は勉学・研究・課外活動、教職員は業務 (研究、学生指導等を含む) の目的に限り利用しなければならない。ただし、目的の範囲で利用する場合、利用する場所は学内に限定しない。
- 利用対象者は、自身が保有する FUJITA-NET の個人アカウントを、第三者に譲渡、貸与又は第三者と共用してはならない。
- 利用対象者が否かにかかわらず、本学又は他の者が所有する PC 又はタブレット等に、本学及び所有者の許可なく自身のアカウントを用いて対象ソフトウェアをインストールしてはならない。ただし、利用対象者たる教職員が所属部門の業務遂行のために使用を許可された PC 又はタブレット等に、業務上の必要においてインストールする場合を除く。
- 利用対象者は、違法又は本契約、対象ソフトウェアの取扱説明書、警告表示その他に違反する利用をしてはならない。そのような事態が発覚した場合は、直ちに当該違反者の個人アカウントによる利用を停止すると共に、学内諸規程に基づき処分を行う場合がある。

4. 利用できなくなる時

<学 生> 卒業、退学、除籍になった時

<教職員> 退職、解雇、異動等により 2 の利用対象者に該当しなくなった時

※利用できなくなった場合は、必ず対象ソフトウェアをアンインストールしてください。

以 上